

広陵町花いっぱい運動園芸資材等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 広陵町内の各大字及び自治会等（以下「自治会等」という。）並びに法人に対し、花いっぱいの美しいまちづくりに資するため、草花の種子、球根及び園芸資材等（以下「草花の種子等」という。）の購入に要する経費について、この要綱に定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、広陵町補助金交付規則（平成13年6月広陵町規則第3号）の定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 広陵町内の自治会等
- (2) 広陵町内に事業所を有し、かつ、町民税及び諸税を完納している法人

(補助対象植栽)

第4条 補助金の交付の対象となる植栽は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広く一般の用に供されている公民館、集会所、公園、道路等であって、当該施設等の管理者の同意を得た場所への植栽
- (2) 接道部分（個人又は法人の敷地のうち、道路（公道に準ずる私道等を含む。）に接する部分をいう。）への植栽が一定以上連続しているもの

(3) その他町長が認める植栽

(補助金対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、花いっぱい運動に必要と認められる園芸資材とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 種子、球根及び花苗等の植物

(2) 培養土、肥料、改良材及び植木鉢等の資材

(3) その他、町長が認めるもの

(補助金額及び交付回数)

第6条 補助金額及び交付回数については、次の各号に掲げるとおりとし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 自治会等に対しては、年間5万円を上限とし、交付回数を同一年度につき4回までとする。

(2) 法人に対しては、1申請あたり1万円を上限とし、交付回数を同一年度につき1回限りとする。

(交付申請)

第7条 草花の種子等の購入に要する経費の補助を受けようとする者は、広陵町花いっぱい運動園芸資材等購入費補助金交付申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上、補助金の交付の可否を決定し、広陵町花いっぱい運動園芸資材等購入費補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により当該申請を行った者に通知するものとする。この場合において、町長は、補助金の交付の決定に関し、補助金の交付

の目的の達成のために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(事業の変更又は廃止)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が、事業を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに広陵町花いっぱい運動植栽事業変更・中止承認申請書(第3号様式)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、広陵町花いっぱい運動植栽事業補助金変更・中止決定通知書(第4号様式)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、植栽完了後、広陵町花いっぱい運動植栽事業完了報告書(第5号様式)を速やかに町長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条の規定による事業の完了報告を受けたときは、その植栽を確認し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、広陵町花いっぱい運動園芸資材等購入費補助金交付確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 草花の種子等の購入に要する経費の補助金交付決定を受けた者は、広陵町花いっぱい運動園芸資材等購入費補助金交付請求書(第7号様式)を町長に提出し、町長は、前条の規定に基づ

き確定した額を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第13条 町長は、第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条の規定による助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 第8条の規定により町長が付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の規定による様式によって提出された申請書等は、改正後の要綱の規定によるものとみなす。